

「健康のむらづくり事業」への取り組みを募集します!

健康のむらづくりを目指して、連絡区長単位で取り組む活動に補助金を交付し、健やかで安心して生活できる地域づくりを応援します。昨年度より補助基準が変わっておりますのでご注意ください。

- 対象となる事業 連絡区長単位及びその集合体で組織する団体で取り組む健康づくり事業
- 申請期限 平成20年5月30日(金) ※期限厳守
- 実施期間(基本) 平成20年4月1日～平成21年3月31日
- 補助金

補助基準

- ・補助金は年間16万円までとします。
- ・1事業(区分)につき1回(1日)実施で2万円以内、2回(2日)実施で3万円以内、3回以上(3日以上)実施で4万円以内とする。
- ・同日に料理教室等と体操教室等を実施した場合は、1事業とします。
- ・昨年度のように食料費(原材料費等)や賞品・景品等の年間限度額はありませんので注意願います。

注意事項

- ・講師の謝礼については、簡単な講師経歴書を添付してください。また、町より委嘱されている愛育・栄養委員などは対象になりません。
- ・実績報告に添付する領収書は、コピーではなく必ず原本を提出してください。また、領収書の内訳のわかるものを添付してください。(レシートのコピーなど)
- ・実績報告の際に実施内容のわかる写真を添付してください。
- ・できあいの弁当等、お酒・ビール等のアルコール類、商品券・図書券等の金券は対象外になりますのでご注意ください。
- ・事業の内容を変更するとき又は事業を中止するときは、変更(中止)承認申請が必要となりますので、事前にご連絡ください。
- ・事業終了後は速やかに実績報告を提出してください。

- 申請書提出及びお問い合わせ先 鏡野町役場 健康増進課 TEL.0868-54-2025

補助の対象となる事業例

区 分	活 動 の 具 体 例	備 考
健康教室	健康に関する講演会及び学集会等 (高血圧予防、介護予防、認知症予防、転倒予防、腰痛予防など)	・同日に料理教室と体操教室等を実施した場合は、1事業とします。 ・継続した各種教室等は、1事業とします。
料理教室	各種料理教室(子供、親子、男性、減塩食、生活習慣病予防、山菜、伝統食、行事食など)	
運動、体操、スポーツ	地域でのウォーキング・スポーツ交流・運動会 各種の運動教室・体操教室 (3B体操、親子体操、ゲートボール、グランドゴルフ、輪投げ、レクリエーションなど)	
救急講習	救急実技・応急手当の講習会	
その他	地域の健康づくり及び生きがい対策等町長が特に認めたもの	

65歳以上の
皆さまへ

「生活機能評価の方法が変わります」

～住み慣れた地域で、自分らしく生き生きと暮らしたい～

高齢者の健康づくりは、現在の心身の機能をできるだけ落とさないことが重要です。まず自分の心身の状態をチェックし、未然に低下を予防することが大切です。生活機能評価では「生活機能チェック」を行い、必要な方には介護予防事業を実施します。

対象

「65歳以上の方」(昭和18年4月1日以前に生まれた方)で、かつ「介護保険の認定を受けていない方」これまで基本健康診査と同時受診者に実施していましたが、今年度は、(A)事前の基本チェックリストで判定後、該当になった方の方に(B)生活機能検査を受診していただくようになります。

☆ご自分の状況を確認してみましょう

対象となる方には4月中旬頃、介護予防基本チェックリストを郵送します。

お手数ですが、必ずご記入の上、ご返送ください。

(A) 基本チェックリスト：対象者全員

日常生活機能の簡単なアンケートを記入して、返送をお願いします。

(B) 生活機能検査

(A)のチェックで機能低下が疑われた方に、受診券を送付します。
この受診券を必ず持参してください。
(特定健診等の受診券が送付された方は、同時に受診できます。)

- 検査項目：問診・身体計測・血圧測定・心電図・内科診察・血液検査(貧血検査・血清アルブミン)
- 個人負担金：無料
- 日時等については、受診券送付時にお知らせいたします。

↓ 判定により、生活機能の向上が必要な方(特定高齢者)へ、介護予防教室ご案内

ゆうゆう塾(介護予防教室)

介護予防の実践のコツをお伝えします。

筋力アップやバランス感覚の向上等の体づくりや、食生活の見直し、口腔体操・脳トレ等を学びます。

◆問合せ先：鏡野町役場 福祉課 介護保険係 TEL.0868-54-2986

